

(別紙第8)

主な審判事件一覧表

【別表第一事件】

項 目	事項	管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法
								類 号
	成年後見							
1	後見開始	成年被後見人となるべき者の住所地(法117Ⅰ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官(民7)、市町村長(精神保護及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	成年被後見人となるべき者の陳述(法120Ⅰ①) (ただし、心身の障害により成年被後見人となるべき者等の陳述を聞くことができないときはこの限りではない。以下△を付した部分についても同様)	申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ) 成年後見人に選任される者(法122Ⅱ①) 任意後見契約法10Ⅲの規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法122Ⅱ①) 成年被後見人となるべき者に通知(法122Ⅱ①)	○ (法121①)	鑑定(法119Ⅰ)	甲 1
2	後見開始の審判の取消し	後見開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が後見開始等の裁判をした場合にあってはその第一審裁判所である家庭裁判所)以下※を付した部分についても同様(法117Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人及び成年後見人、未成年後見監督人及び成年後見監督人、検察官(民10) 【保佐開始又は補助開始の審判をする場合】職権(民19Ⅱ)	【民10の場合】成年被後見人△、成年後見人の陳述(法120Ⅰ②) 医師の意見(法119Ⅱ)	申立人、利害関係参加人、成年被後見人(法74Ⅰ) 成年後見人、成年後見監督人(法122Ⅱ②)			甲 1
3	成年後見人の選任	後見開始の審判をした家庭裁判所※ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法117Ⅱ)	【後見開始の審判をするとき】職権(民843Ⅰ) 【成年後見人が欠けたとき】成年被後見人、成年被後見人の親族、その他利害関係人、職権(民843Ⅱ)、保護の実施機関(生活保護法81) 【成年後見人を更に選任するとき】成年被後見人、成年被後見人の親族、その他利害関係人、職権、成年後見人(民843Ⅲ)	成年被後見人となるべき者又は成年被後見人の陳述△(法120Ⅰ③) 成年後見人となるべき者の意見(法120Ⅱ⑦)	申立人、利害関係参加人、選任された成年後見人(法74Ⅰ)	○ (法121②、③)		甲 14
4	成年後見人の辞任についての許可	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	成年後見人(民844)	なし	申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲 15

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類号	
5	成年後見人の解任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	後見監督人、成年被後見人、成年被後見人の親族、検察官、職権(民846)	成年後見人の陳述(法120Ⅰ④)	申立人、利害関係参加人、成年後見人(法74Ⅰ)			甲	16
6	成年後見監督人の選任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ) ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法117Ⅱ)	成年被後見人、成年被後見人の親族、成年後見人、職権(民849)	成年被後見人又は成年被後見人となるべき者の陳述△(法120Ⅰ③) 成年後見監督人となるべき者の意見(法120Ⅱ②)	申立人、利害関係参加人、選任された成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	14
7	成年後見監督人の辞任についての許可	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	成年後見監督人(民852、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
8	成年後見監督人の解任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	成年後見監督人、成年被後見人、成年被後見人の親族、検察官、職権(民852、846)	成年後見監督人の陳述(法120Ⅰ⑤)	申立人、利害関係参加人、成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	16
保佐									
17	保佐開始	被保佐人となるべき者の住所地(法128Ⅰ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官(民11本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	被保佐人となるべき者の陳述(法130Ⅰ①)	申立人、利害関係参加人、被保佐人となるべき者(法74Ⅰ) 保佐人に選任される者、任意後見契約法10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法131①)	○(法133、121)	鑑定(法133、119)		甲 2
18	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	保佐開始の審判をした家庭裁判所 ただし、保佐開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、保佐人、保佐監督人(民13Ⅲ、11本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130Ⅰ②)	申立人、利害関係参加人、被保佐人又は被保佐人となるべき者(法74Ⅰ) 保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者)(法131②)				甲 2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	傍聴	家事審判法	
項	事項							類	号
19	保佐人の同意に代わる許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※	被保佐人(民13Ⅲ)	保佐人の陳述(法130Ⅰ③)	申立人, 利害関係参加人, 被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人, 保佐監督人(法131③)			甲	2
20	保佐開始の審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 未成年後見人, 未成年後見監督人, 保佐人, 保佐監督人, 檢察官(民14Ⅰ) 【後見開始又は補助開始の審判をする場合】職権(民19Ⅰ, Ⅱ)	【民14Ⅰの場合】 被保佐人及び保佐人の陳述(法130Ⅰ④) 医師の意見(法133, 119Ⅱ)	申立人, 利害関係参加人, 被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人, 保佐監督人(法131④)			甲	2
21	保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 未成年後見人, 未成年後見監督人, 保佐人, 保佐監督人, 檢察官(民14Ⅱ, Ⅰ)		申立人, 利害関係参加人, 被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人, 保佐監督人(法131⑤)			甲	2
22	保佐人の選任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※ ただし, 保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは, その家庭裁判所(法128Ⅱ)	【保佐開始の審判をするとき】 職権(民876の2Ⅰ) 【保佐人が欠けた場合】 被保佐人, 被保佐人の親族, その他利害関係人, 職権(民876の2Ⅱ, 843Ⅱ) 【成年後見人を更に選任する場合】 被保佐人, その親族, その他利害関係人, 保佐人, 職権(民876の2Ⅱ, 843Ⅲ)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130Ⅰ⑥) 保佐人となるべき者の意見(法130Ⅱ①)	申立人, 利害関係参加人, 選任された保佐人(法74Ⅰ) ○ (法133, 121)			甲	14
23	保佐人の辞任についての許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐人(民876の2Ⅱ, 844)		申立人, 利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
24	保佐人の解任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐監督人, 被保佐人, 被保佐人の親族, 檢察官, 職権(民876の2Ⅱ, 846)	保佐人の陳述(法130Ⅰ⑦)	申立人, 利害関係参加人, 保佐人(法74Ⅰ)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
26	保佐監督人の選任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128 II))	被保佐人、被保佐人の親族、保佐人、職権(民876の3 I)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130 I ⑤) 保佐監督人となるべき者の意見(法130 II ②)	申立人、利害関係参加人、選任された保佐監督人(法74 I)			甲	14
27	保佐監督人の辞任についての許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128 II)	保佐監督人(民876の3 II、844)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	15
28	保佐監督人の解任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128 II)	保佐人、被保佐人、被保佐人の親族、検察官、職権(民876の3 II、846)	保佐監督人の陳述(法130 I ⑦)	申立人、利害関係参加人、保佐監督人(法74 I)			甲	16
32	保佐人に対する代理権の付与	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(ただし、保佐開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128 II))	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、保佐人、保佐監督人(民876の4 I、11本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10 II)		申立人、利害関係参加人、保佐人(法74 I) 被保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐監督人の選任と同時にされる場合にあっては、保佐監督人となるべき者)(法131⑥)		本人の同意(民876の4 II)	甲	2
33	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128 II)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、保佐人、保佐監督人(民876の4 III)		申立人、利害関係参加人、保佐人(法74 I) 被保佐人及び保佐監督人(法131⑦)			甲	2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法 類別	
項	事項								
補助									
36	補助開始	被補助人となるべき者の住所地(法136Ⅰ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官(民15Ⅰ)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	被補助人となるべき者の陳述(法139Ⅰ①) 医師その他の適当な者の意見(法138)	申立人、利害関係参加人、被補助人となるべき者(法74Ⅰ) 補助人に選任される者、任意後見契約法10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法140①)	○(法142、121)	本人の同意(民15Ⅱ)	甲 2の2	
37	補助人の同意を得なければならない行為の定め	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官(民17Ⅰ、15Ⅰ本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ) *	補助人の陳述(法139Ⅰ②)	申立人、利害関係参加人、被補助人又は被補助人となるべき者(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者)(法140②)	本人の同意(民17Ⅱ) * 任意後見契約に関する法律10条2項の規定により任意後見契約に係る任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人は保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立てと同時に行う場合に申立権を有すると解されている。	甲 2の2		
38	補助人の同意に代わる許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※	被補助人(民17Ⅲ)	補助人の陳述(法139Ⅰ②)	申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(法140③)			甲 2の2	
39	補助開始の審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人、検察官(民18Ⅰ・Ⅲ) 【後見開始又は保佐開始の審判をする場合】 職権(民19Ⅰ、Ⅱ)	【民18Ⅰ又はⅢの場合】 被補助人及び補助人の陳述(法139Ⅰ③)	申立人、利害関係参加人、被補助人(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(法140④)			甲 2の2	
40	補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人、検察官(民18Ⅱ)		申立人、利害関係参加人、被補助人(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(法140⑤)			甲 2の2	

民事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	民事審判法	
項	事項							類	号
41	補助人の選任	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136 II)	【補助開始の審判をするとき】職権(民876の7 I) 【補助人が欠けた場合】被補助人、被補助人の親族、その他利害関係人、職権(民876の7 II、843 II) 【補助人を更に選任する場合】被補助人、その親族、その他利害関係人、職権(民876の7 II、843 III)	被補助人となるべき者又は被補助人の陳述(法139 I ④) 補助人となるべき者の意見(法139 II ①)	申立人、利害関係参加人、選任された補助人(法74 I)	○ (法142、121)		甲	14
42	補助人の辞任についての許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	補助人(民876の7 II、844)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	15
43	補助人の解任	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	補助監督人、被補助人、被補助人の親族、検察官、職権(民876の7 II、846)	補助人の陳述(法139 I ⑤)	申立人、利害関係参加人、補助人(法74 I)			甲	16
45	補助監督人の選任	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136 II)	被補助人、被補助人の親族、補助人、職権(民876の8 I)	被補助人となるべき者又は被補助人の陳述(法139 I ④) 補助監督人となるべき者の意見(法139 II ②)	申立人、利害関係参加人、選任された補助監督人(法74 I)			甲	14
46	補助監督人の辞任についての許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	補助監督人(民876の8 II、844)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	15
47	補助監督人の解任	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	補助人、被補助人、被補助人の親族、検察官、職権(民876の8 II、846)	補助監督人の陳述(法139 I ⑥)	申立人、利害関係参加人、補助監督人(法74 I)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
51	補助人に対する代理権の付与	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官、補助人、補助監督人(民876の9Ⅰ)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2)、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ) * *		申立人、利害関係参加人、補助人(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(当該審判が補助監督人の退任の審判と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者)(法140⑥)		本人の同意(民876の9Ⅱ) * 任意後見契約に関する法律10条2項の規定により任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人は保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立と同時にを行う場合に申立権を有すると解されている。	甲	2の2
52	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、補助人、補助監督人(民876の9Ⅱ、876の4Ⅲ、Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、補助人(法74Ⅰ) 被補助人及び補助監督人(法140⑦)			甲	2の2
不在者の財産の管理									
55	不在者の財産の管理に関する処分	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	利害関係人、検察官(民25Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、選任された不在者財産管理人(法74Ⅰ)			甲	3
失踪宣告									
56	失踪の宣告	不在者の従来の住所地又は居住地(法148Ⅰ)	利害関係人(民30)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	4
57	失踪の宣告の取消し	失踪者の住所地(法148Ⅰ)	本人、利害関係人(民32)		申立人、利害関係参加人、失踪者(事件の記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限る。)(法74Ⅰ、149Ⅲ)			甲	4

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
親子									
59	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	子の住所地(法159Ⅰ)	夫(民774, 775), その他嫡出否認の訴えを提起し得る者(人事訴訟法41, 14)		申立人, 利害関係参加人, 選任された特別代理人(法74Ⅰ)			甲	5
60	子の氏の変更についての許可	子の住所地(子が複数あるときは子のうちの1人の住所地)(法160Ⅰ)	子(子が満15歳未満であるときは, その法定代理人)(民791Ⅰ, Ⅲ)		申立人, 利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	6
61	養子縁組をするについての許可	養子となるべき者の住所地(法161Ⅰ)	養親となるべき者(民794, 798)	養子となるべき者(15歳以上のもの), 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述(法161Ⅲ)	申立人, 利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	7
62	死後離縁をするについての許可	申立人の住所地(法162Ⅰ)	養子縁組の生存当事者(民811Ⅵ)		申立人, 利害関係参加人(法74Ⅰ) *		* 養子の死後に死後離縁の許可の申立てがあったときは, 申立人が不適当であるとき又は申立てに理由がないことが明らか名時を除き, 養子を代理して養親の相続人となるべき者に通知(事件の記録上その者の氏名及び住所が判明している場合に限る。)(162Ⅲ)	甲	8
63	特別養子縁組の成立	養親となるべき者の住所地(164Ⅰ)	養親となる者(民817の2Ⅰ)	【成立の審判をする場合】 養子となるべき者の父母, 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人, 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人の陳述(法164Ⅲ) (養子となるべき者の父母の同意がないときは, 番間ににおいて陳述聴取をする必要がある。) 【却下の審判をする場合】 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述(法164Ⅳ)	申立人, 利害関係参加人, 養子となるべき者の父母(法74Ⅰ) 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人, 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人(法164Ⅳ) *		* 審判が確定したときは, 当該養子縁組のあっせんをした児童相談所等及び当該養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じ調査を行った児童相談所に通知(規93Ⅲ)	甲	8の2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	協考	家事審判法		
項	事項							類	号	
64	特別養子縁組の離縁	養親の住所地(165Ⅰ)	養子、実父母、検察官(民817の10)	<p>【離縁の審判をする場合】 養子(15歳以上のもの)、養親、 養子の実父母(これらの者の陳 述聴取は、審問期日において する必要がある)、養子に対し 親権を行う者及び養子の後見 人、養親の後見人、養子の実 父母に対し親権を行う者及び 養子の実父母の後見人の陳述 (法165Ⅲ)</p> <p>【却下の審判をする場合】 養子の実父母(申立人を除く)、 養子に対し親権を行う者及び 養子の後見人、養子の実父母に 対し親権を行う者及び養子の 実父母の後見人の陳述(法165 Ⅳ)</p>	申立人、利害関係人参加人、養親、 養子及びその実父母(法74Ⅰ) 養子に対し親権を行う者及び養子の 後見人、養親の後見人、養子の実 父母に対し親権を行う者及び養子の 実父母の後見人(法165Ⅴ) *			* 培子の年齢及び 発達の程度その他一 切の事情を考慮して 養子の利益を害すると 認める場合には、養 子に告知することを要 しない(法165Ⅵ)	甲	8の2
親権										
65	子に関する特別代理人の選任	子の住所地(法167)	親権を行う者(民826) 子の親族その他の利害関係人 (民840類推)		申立人、利害関係人参加人、選任さ れた特別代理人(法74Ⅰ)			甲	10	
67	親権喪失、親権停止又は管理権 喪失	子の住所地(法167)	子、その親族、未成年後見人、未 成年後見監督人、検察官(民 834、834の2Ⅰ、835)、児童相談 所長(児童福祉法33の7)	子(15歳以上のもの)、子の親 権者の陳述(法169Ⅰ①)(子の 親権者の陳述聴取は、審問期 日においてする必要がある)	申立人、利害関係参加人、親権を喪 失し、若しくは停止され、又は管理権 を喪失する親権者(法74Ⅰ) 子(法170①)			甲	12	
68	親権喪失、親権停止又は管理権 喪失の審判の取消し	子の住所地(法167)	本人、その親族(民836)、児童相 談所長(児童福祉法33の7)	子(15歳以上のもの)、子に対し 親権を行う者、子の未成年後見 人、親権を喪失し、若しくは停 止され、又は管理権を喪失した 者の陳述(法169Ⅰ②)	申立人、利害関係参加人、親権を喪 失し、若しくは停止され、又は管理権 を喪失した親権者(法74Ⅰ) 子、子に対し親権を行う者、子の未 成年後見人(法170②)			甲	12	
69	親権又は管理権を辞し、又は回 復するについての許可	子の住所地(法167)	【親権又は管理権を辞するにつ いての許可】 親権を行う父、母(民837Ⅰ) 【親権又は管理権を回復するにつ いての許可】 父、母(民837Ⅱ)	【親権又は管理権を辞するにつ いての許可】 子(15歳以上のもの)の陳述 (法169Ⅰ③) 【親権又は管理権を回復するにつ いての許可】 子(15歳以上のもの)、子に対し 親権を行う者、子の未成年後見 人の陳述(法169Ⅰ④)	申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	13	

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
未成年後見									
70	養子の縁後に未成年後見人となるべき者の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	養子の親族その他の利害関係人(民811V)	未成年後見人となるべき者の意見(法178 II ①)	申立人, 利害関係参加人, 選任された未成年後見人となるべき者(法74 I)			甲	7の2
71	未成年後見人の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	【未成年後見人となるべき者がいない場合、又は未成年後見人が欠けた場合】未成年被後見人, 未成年被後見人の親族その他の利害関係人(民841), 辞任した未成年後見人(民845), 未成年後見監督人(民851②), 生活保護実施機関(生活保護法81), 児童相談所長(児童福祉法33098 I)【追加選任】未成年後見人, 未成年被後見人, 未成年被後見人の親族その他の利害関係人, 職権(民840 II)【父又は母が, 親権, 管理権を辞した場合又は親権喪失, 親権停止, 管理権喪失の審判を受けた場合】当該父又は母(民841)	未成年被後見人(15歳以上の者に限る。)の陳述(法178 I ①) 未成年後見人となるべき者の意見(法178 II ①)	申立人, 利害関係参加人, 選任された未成年後見人(法74 I), ○(法180, 法121)			甲	14
72	未成年後見人の辞任についての許可	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見人(民844)		申立人, 利害関係参加人(法74 I)			甲	15
73	未成年後見人の解任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人, 未成年被後見人, 未成年被後見人の親族, 検察官, 職権(民846)	未成年後見人の陳述(法178 I ②)	申立人, 利害関係参加人, 未成年後見人(法74 I)			甲	16
74	未成年後見監督人の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年被後見人, 未成年被後見人の親族, 未成年後見人, 職権(民849)	未成年被後見人(15歳以上の者に限る。)の陳述(法178 I ①) 未成年後見監督人となるべき者の意見(法178 II ②)	申立人, 利害関係参加人, 選任された未成年後見監督人(法74 I)			甲	14
75	未成年後見監督人の辞任についての許可	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人(民852, 844)		申立人, 利害関係参加人(法74 I)			甲	15
76	未成年後見監督人の解任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人, 未成年被後見人, 未成年被後見人の親族, 検察官, 職権(民852, 846)	未成年後見監督人の陳述(法178 I ③)	申立人, 利害関係参加人, 未成年後見監督人(法74 I)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法 類号
項 事項	扶養							
84	扶養義務の設定	扶養義務者となるべき者(複数いるときはそのうちの一人)の住所地(法182Ⅰ) 【保護者選任の申立てと同一の申立てによりする場合】精神障害者の住所地(法183)	扶養権利者又は扶養義務者(民877Ⅱ)	扶養義務者となるべき者の陳述(法184①)	申立人、利害関係参加人、扶養義務の設定を受ける者となるべき者(法74Ⅰ)			乙 8
85	扶養義務の設定の取消し	扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所※(法182Ⅱ)	扶養権利者又は扶養義務者(民877Ⅲ)	扶養権利者の陳述(法184②)	申立人、利害関係参加人、扶養義務の設定を受けた者(法74Ⅰ)			乙 8
推定相続人の廃除								
86	推定相続人の廃除	被相続人の住所地(法188Ⅰ本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188Ⅰただし書)	被相続人(民892)、遺言執行者(民893)	廃除を求められた推定相続人の陳述(申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除く)(陳述聴取は、審問期日においてする必要がある。)(法188Ⅳ)	申立人、利害関係参加人、廃除を求められた推定相続人(法74Ⅰ)		家事審判の申立書の写しの送付(法188Ⅳ、67)	乙 9
87	推定相続人廃除の審判の取消し	被相続人の住所地(法188Ⅰ本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188Ⅰただし書)	被相続人(民894Ⅰ)、遺言執行者(民894Ⅱ、893)		申立人、利害関係参加人、廃除された推定相続人(法74Ⅰ)			乙 9
88	推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分	推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)(法189Ⅰ)	親族、利害関係人、検察官(民895Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、(管理人が選任された審判については)選任された管理人(法74Ⅰ)		高裁が第一審として家事審判の手続を行う場合あり	甲 23

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							題号	
相続の承認及び放棄									
89	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	相続が開始した地(法201Ⅰ)	利害関係人、検察官(民916Ⅰただし書)		申立人、利害関係参加人、期間が伸長された相続人(法74Ⅰ)			甲	24
90	相続財産の保存又は管理に関する処分	相続が開始した地(法201Ⅰ)	利害関係人、検察官(民918Ⅱ、926Ⅱ、936Ⅲ、940Ⅱ)		申立人、利害関係参加人、(管理人の選任の審判については)選任された管理人(法74Ⅰ)			甲	25
91	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	相続が開始した地(法201Ⅰ)	限定期間・放棄の取消しをしようとする者(民919Ⅳ)		*		*申述人及び利害関係参加人に通知(規106Ⅱ)	甲	26の2
92	限定承認の申述の受理	相続が開始した地(法201Ⅰ)	相続人(全員共同)(民922、923)		*		*申述人及び利害関係参加人に通知(規106Ⅱ)	甲	26
94	限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任	相続が開始した地(法201Ⅰ)、抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その裁判所(法201Ⅲ)	職権(法201Ⅲ、民936Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、選任された管理人(法74Ⅰ)			甲	28
95	相続の放棄の申述の受理	相続が開始した地(法201Ⅰ)	相続人(民938)				*申述人及び利害関係参加人に通知(規106Ⅱ)	甲	29
財産分離									
96	財産分離	相続が開始した地(法202Ⅰ①)	【第1種財産分離】相続債権者又は受遺者(民941Ⅰ) 【第2種財産分離】相続人の債権者(民950Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、相続人全員(法74Ⅰ)			甲	30
97	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)(法202Ⅰ②)	職権(民943Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、(管理人の選任の審判については)選任された管理人(法74Ⅰ)		高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合あり	甲	32

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法 類号
項	事項							
相続人の不存在								
99	相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分	相続が開始した地 (法203 I ①)	【相続財産管理人の選任】 利害関係人又は検察官(民952 I) 【権限外行為許可】 相続財産管理人(民953. 28) 【相続人探索の抗告】 相続財産管理人、検察官(民95 8)		申立人、利害関係参加人、(代理人 の選任の審判については)選任され た管理人(法74 I)			甲 32
101	特別縁故者に対する相続財産の分与	相続が開始した地 (法203 I ③)	被相続人と生計を同じくしていた 者、被相続人の療養看護に努め た者その他の被相続人と特別の 縁故があった者(民958の3 I)	相続財産管理人の意見(法20 5)	申立人、利害関係参加人(法74 I) *		*相続財産管理人に 申立ての通知及び審 判確定の通知(規11 0 II)	甲 32の2
遺言								
102	遺言の確認	相続を開始した地 (法209 I) ただし、遺言者の生 存中は、遺言者の住 所地(法209 II)	証人の一人、利害関係人(民976 IV、979四)		申立人、利害関係参加人(法74 I)	○ (法212)		甲 33
103	遺言書の検認	相続を開始した地 (法209 I)	遺言書の保管者、遺言書を発見 した相続人(遺言保管者が存在し ない場合)(民1004 I)		*	○ (法212)	調書作成(法211) *【遺言書の検認の 期日の通知】 申立人及び相続人 (規115 I) *【検認済通知】 遺言書の検認の期日 に立ち会わなかった相 続人、受遺者その他の 利害関係人(期日 通知を受けた者を除 <)	甲 34
104	遺言執行者の選任	相続を開始した地 (法209 I)	利害関係人(民1010)	遺言執行者となるべき者の意 見(法210 II)	申立人、利害関係参加人、選任され た遺言執行者(法74 I)			甲 35
105	遺言執行者の解任	相続を開始した地 (法209 I)	利害関係人(民1018 I)	遺言執行者の陳述(法210 I ①)	申立人、利害関係参加人、遺言執 行者(法74 I) 相続人(法213①)			甲 37
107	遺言執行者の辞任についての許 可	相続を開始した地 (法209 I)	遺言執行者(民1019 II)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲 37

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事裁判法 類号
項 事項								
遺留分								
110	遺留分の放棄についての許可	被相続人の住所地 (法216Ⅰ②)	遺留分を有する相続人(民1043 Ⅰ)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲 39
任意後見契約法								
111	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	任意後見契約法第2 条第2号の本人の住 所地(法217Ⅰ)	本人、配偶者、四親等内の親族、 任意後見受任者(任意後見契約 に関する法律4Ⅰ本文)	本人の陳述△(法220Ⅰ①) 医師その他適当な者の意見 (法219) 任意後見監督人となるべき者 の意見(法220Ⅱ) 任意後見受任者の意見(法220 Ⅲ)	申立人、利害関係参加人、選任され た任意後見監督人(法74Ⅰ) 本人、任意後見受任者(法222①)	○ (法221)		
112	任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任	任意後見契約の効 力を発生させるため の任意後見監督人 の選任の審判をした 家庭裁判所(抗告裁 判所が当該任意後 見監督人を選任した 場合にあっては、そ の第一審裁判所で ある家庭裁判所) (法217Ⅱ) ただし、任意後見契 約の効力を発生させ るための任意後見監 督人の選任の審判 事件が家庭裁判所 に係属しているとき は、その家庭裁判所 (法217Ⅱ)	本人、その親族、任意後見人、職 権(任意後見契約に関する法律4 Ⅳ)	本人の陳述△(法220Ⅰ①) 任意後見監督人となるべき者 の意見(法220Ⅱ)	申立人、利害関係参加人、選任され た任意後見監督人(法74Ⅰ)	○ (法221)		
113	任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任	同上	本人、その親族、任意後見人、職 権(任意後見契約に関する法律4 Ⅴ、Ⅳ)	本人の陳述△(法220Ⅰ①) 任意後見監督人となるべき者 の意見(法220Ⅱ)	申立人、利害関係参加人、選任され た任意後見監督人(法74Ⅰ)		-	-
116	任意後見監督人の辞任についての許可	同上	任意後見監督人(任意後見契約 に関する法律7Ⅳ、民844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)		-	-

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
117	任意後見監督人の解任	同上	任意後見監督人、被任意後見人、その親族、検察官、職権(任意後見契約に関する法律7IV、民846)	任意後見監督人の陳述(法220I②)	申立人、利害関係参加人、任意後見監督人(法74I)			-	-
120	任意後見人の解任	同上	任意後見監督人、本人、その親族、検察官(任意後見契約に関する法律8)	任意後見人の陳述(法220I③)	申立人、利害関係参加人、任意後見人(法74I) 本人、任意後見監督人(法222③)			-	-
121	任意後見契約の解除についての許可	同上	本人、任意後見人(任意後見契約に関する法律9II)	本人及び任意後見人の陳述(法220I④)	申立人、利害関係参加人(法74I) 本人、任意後見人、任意後見監督人(法222④)			-	-
戸籍法									
122	氏又は名の変更についての許可	申立人の住所地(法226①)	【氏の変更についての許可】 氏を変更しようとする戸籍筆頭者及びその配偶者(戸籍法107I) 【名の変更についての許可】 名を変更しようとする者(戸籍法107の2)	【氏の変更についての許可の審判をする場合】 申立人と同一戸籍内にある者(15歳以上のものに限る。)の陳述(法229I)	申立人、利害関係参加人(法74I)			-	-
124	戸籍の訂正についての許可	その戸籍のある地(法226③)	【不適法な記載等の訂正】 利害関係人(戸籍法113) 【無効な行為の記載の訂正】 届出人、届出事件の本人(戸籍法114)		申立人、利害関係参加人(法74I) *			*【不適法な記載等の訂正】 申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、申立ての通知(事件記録上これらの者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る)(法228)	

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事裁判法 類号
項	事項							
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律								
126	性別の取扱いの変更	申立人の住所地(法232 I)	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の要件に該当する性同一性障害者(同法3 I)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			- -
児童福祉法								
127	都道府県の措置についての承認	児童の住所地(法234)	都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長(児童福祉法28 I, 32 I)	児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人、児童(15歳以上のものに限る。)の陳述(申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除く)(法236 I, 235)	申立人、利害関係参加人(法74 I) 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人(法237)			- -
128	都道府県の措置の期間の更新についての承認	児童の住所地(法234)	都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長(児童福祉法28 II, 32 I)	同上	申立人、利害関係参加人(法74 I) 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人(法237)			- -
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律								
130	保護者の順位の変更及び保護者の選任	精神障害者の住所地(法241 I)	利害関係人、親族、精神科病院長、市区町村長等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20 II、昭和38年10月2日家二第113号家庭局長回答)	【保護者の順位の変更】 先順位に変更される者の意見(法241 II①) 【保護者の選任】 保護者となるべき者の意見(法241 II②)	【保護者の順位の変更】 申立人、利害関係参加人、先順位に変更される者(法74 I) 【保護者の選任】 申立人、利害関係参加人、選任された保護者(法74 I)			- -

【別表第二事件】

【調停】は管轄のみ表の下に注記する。

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
婚姻等									
1	夫婦間の協力扶助に関する処分	夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所(法150①) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	夫、妻 (民752)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74Ⅰ)			乙	1
2	婚姻費用の分担に関する処分	夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所(法150②) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	夫、妻 (民760)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74Ⅰ)			乙	3
3	子の監護に関する処分 (子の監護者の指定、面会交流、 養育費、子の引渡し等)	子(父又は母を同じくする数人の子について の申立てに係るものにあっては、そのうちの 一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法 150③) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	父、母、(子の監護者) (民766Ⅱ、Ⅲ、749、 771、788)	当事者の陳述(法68) 子(15歳以上のもの)の陳述(子の監護に要する費用 の分担に関する処分の審判 を除く。)(法152Ⅱ)	当事者、利害関係参加人 (法74Ⅰ)			乙	4
4	財産の分与に関する処分	夫又は妻であった者の住所地を管轄する家 庭裁判所(法150⑤) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	夫又は妻であった者 (民768Ⅱ、749、771)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74Ⅰ)	○ 相手方の同 意を要する場 合あり (法153)		乙	5
5	離婚等の場合における祭具等の 所有権の承認者の指定	所有者の住所地を管轄する家庭裁判所(法 150⑥) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	離婚等の一方当事者、そ の他の関係人 (民769Ⅱ、749、751Ⅱ、 771)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74Ⅰ)			乙	6

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
親子									
6	離縁等の場合における祭典等の所有権の承継者の指定	所有者の住所地を管轄する家庭裁判所(法163Ⅰ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	離縁等の一方当事者、その他関係人(民769Ⅱ、808Ⅱ、817)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	6
親権									
7	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	子(父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	養子の父、母、養親(民811Ⅳ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	6の2
8	親権者の指定又は変更	子(父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	父、母、子の親族(民819Ⅴ、VI、749) (指定については、父、母のみ)	当事者の陳述(法68) 【親権者の指定又は変更の審判をする場合】 子(16歳以上のもの)の陳述(法169Ⅱ)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	7
扶養									
9	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	相手方(数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法182Ⅲ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	扶養権利者、扶養義務者(民878、880)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	8

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	相手方(敵人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法182Ⅲ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	扶養権利者、扶養義務者(民879、880)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	8
相続									
11	相続の場合における祭奠等の所有権の承継者の指定	相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法190Ⅰ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	相続人、利害関係を持つ親族又はこれに準ずる者(民897Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	8
遺産の分割									
12	遺産の分割	相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法191Ⅰ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	共同相続人(民907Ⅱ)、 包括受遺者(民950)、相 続分の譲受人、遺言執 行者(民1012)、相続人 の債権者	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)	○ 相手方の同 意を要する場 合あり (法189,153)		乙	10
14	寄与分を定める処分	【遺産分割審判事件が係属している場合】 当該遺産分割審判事件が係属している裁判所(法191Ⅱ)又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ) 【上記以外の場合】 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法191Ⅰ)又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	共同相続人中、被相続 人の事業に関する労務 の提供又は財産上の給 付、被相続人の被扶養 者及びその他の方法により被 相続人の財産の維持又 は増加について特別の 寄与をした者(民904の2 Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)	高齢が第一審として 家事審判の手続を行 う場合あり		乙	9 の 2
厚生年金保険法等									
15	請求すべき按分割合に関する処分	申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所(法233Ⅰ) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	夫又は妻であった者(厚 生年金保険法78の2Ⅱ、 国家公務員共済組合法 93の5Ⅱ(私立学校教職 員共済法25で準用)、地 方公務員等共済組合法 105Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			-	-

※ 上記事項につき調停を申し立てる場合の管轄は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法245Ⅰ)である。